

白石町業務継続計画 (地震対策編)

平成30年6月1日

白 石 町

第1章 業務継続計画（BCP）の概要	1
1 業務継続計画（BCP）の策定目的.....	1
2 業務継続計画（BCP）の効果.....	1
3 地域防災計画と業務継続計画（BCP）の相違点.....	2
4 非常時優先業務の概要.....	3
第2章 業務継続の基本方針と対象組織	4
1 業務継続の基本方針.....	4
2 業務継続計画の対象組織.....	4
第3章 被害状況の想定	5
1 想定する危機事象.....	5
2 想定事象による被害状況.....	5
第4章 職員の参集予測	7
1 参集予測の条件設定.....	7
2 予測結果（平成29年4月1日現在）.....	7
第5章 必要資源の確保状況と対策	9
1 必要資源の確保状況と対策.....	9
※参考 代替庁舎候補施設設備等一覧.....	15
第6章 非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統の確立	16
1 非常時優先業務の実施体制.....	16
2 指揮命令系統.....	17
3 職務代行.....	17
4 職員の参集体制の確立.....	18
第7章 非常時優先業務の選定	19
1 業務継続の対象期間.....	19
2 業務継続の基本方針（第2章1に同じ）.....	19
3 対象業務及び開始・再開時期.....	19
第8章 教育訓練	20
資料 協定締結状況.....	21

第1章 業務継続計画（BCP）の概要

1 業務継続計画（BCP）の策定目的

業務継続計画とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務執行を可能にすることを目的とした計画である。

BCP : Business Continuity Plan

2 業務継続計画（BCP）の効果

業務継続計画を策定し、必要な措置を講じることにより、下図 1-1 に示すように、発災直後の業務レベル向上や業務立ち上げ時間の短縮等の効果を得て高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。

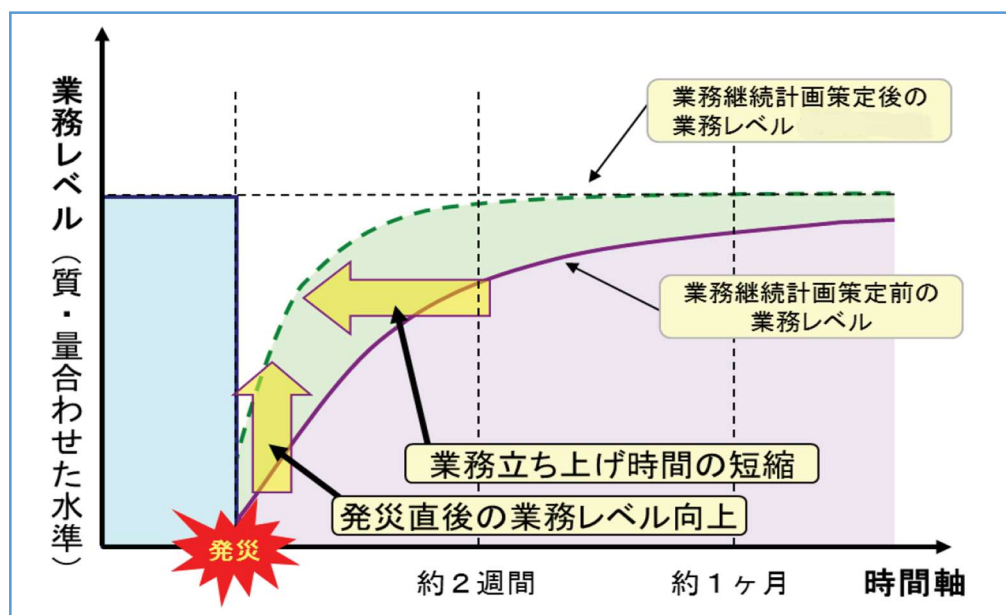


図 1-1 発災後に白石町が実施する業務の推移

3 地域防災計画と業務継続計画（BCP）の相違点

	地域防災計画	業務継続計画（BCP）
作成主体	白石町防災会議（町・県・指定公共機関等）	町
根拠法令	災害対策基本法	根拠法令なし（白石町防災基本計画、白石町地域防災計画には位置付け）
計画の趣旨	発災時又は平常時に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画（実効性の確保）
行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要がない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）	非常時優先業務（災害緊急業務及び優先度の高い通常業務）
業務開始目標時間	目標開始時間の記載はない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開）。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。

4 非常時優先業務の概要

- 非常時優先業務とは、大規模な地震発災時にあっても優先して実施すべき業務である。
- 具体的には、応急対策業務や継続又は早期に再開すべき通常業務及び優先度の高い復旧・復興業務が対象になる。
- 発災後しばらくの間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

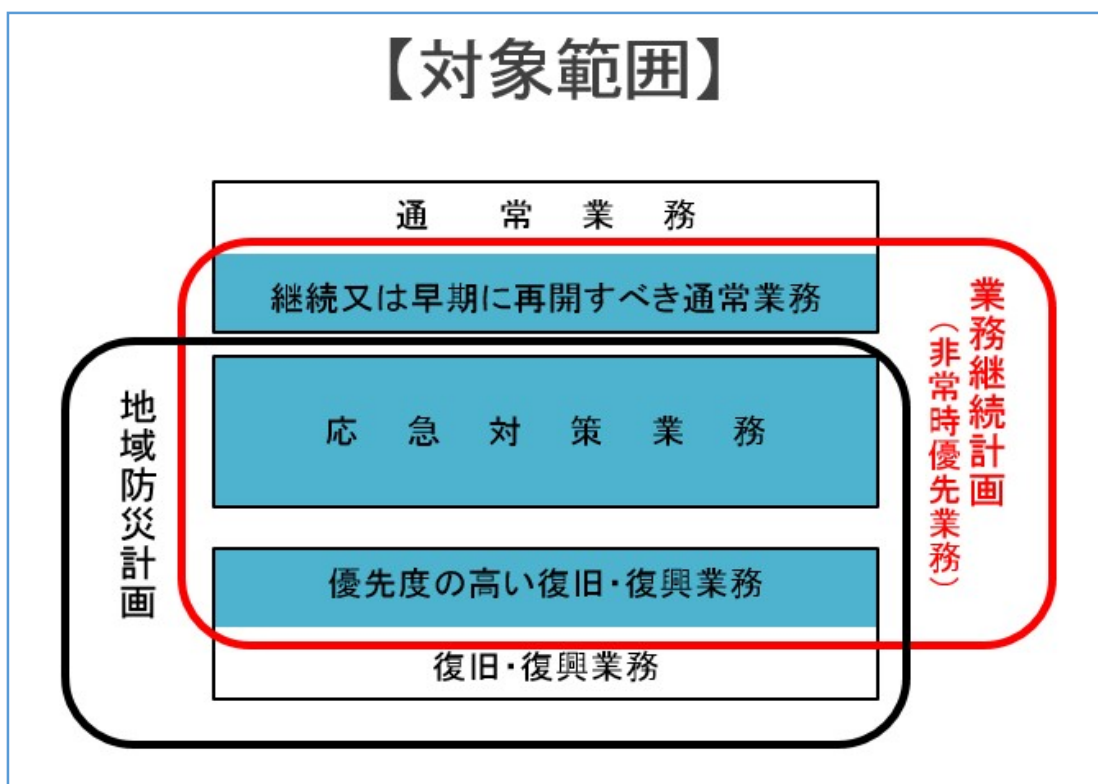


図 1-2 非常時優先業務のイメージ

※業務継続計画では、地域防災計画に定めのない通常業務のうち、継続又は早期に再開すべきものを含む。

第2章 業務継続の基本方針と対象組織

1 業務継続の基本方針

町は、大規模災害時における非常時優先業務については、次の方針に基づいて業務継続を図るものとする。

- 災害発生時において、町民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、白石町地域防災計画に位置づけられた災害緊急業務を最優先する。
- 発生から72時間までは、人命に係る災害緊急業務に重点をおくこととなるため、町民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外はいったん停止する。
- 休止、縮小する通常業務は平常時における重要性をもって判断するのではなく、町民の生活の維持等に係る重要度をもって判断する。
- 町の公共施設は、避難所等の災害緊急業務として使用する場合以外には、一般利用を休止する。
- イベント、会議等は、原則として中止・延期する。
- 災害復旧・復興業務は、災害応急対策業務と並行し早期に実施すべき基本的な業務を対象とする。
- 優先度の高い継続する通常業務は、災害緊急業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

2 業務継続計画の対象組織

本計画においては、以下の組織を対象範囲とする。

- ・ 町役場の各部局
(各種委員会事務局〈教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会等〉及び議会事務局を含む)

第3章 被害状況の想定

1 想定する危機事象

	想定	出典
想定災害	佐賀北縁断層帯地震（M7.5） ・ 町内で震度6強の地震が発生する。 ・ 庁舎は震度6強の揺れが想定される。	県の想定
発災条件	建物被害は冬の18時、人的被害は冬の深夜で想定	県の想定

2 想定事象による被害状況

	被害状況（復旧予想）	出典
浸水	・ 佐賀北縁断層帯地震による津波の危険性はほとんどない。	県の想定
建物被害 ・ 火災	【地域の被害】 ・ 町内の19,000戸の建物のうち、約2割の3,790戸の建物が全半壊及び焼失する。	県の想定
	【庁舎・避難所の被害】 ・ 役場庁舎周辺では、延焼火災の危険性はほとんどない。 ・ 災害対策を行う役場庁舎及び各指定避難所は耐震改修済みであり、利用可能と予測されるが、不測の事態により使用できない可能性もある。 ・ 固定されていないロッカー等の什器類は、転倒・落下する。	県の想定を参考に独自に想定
人的被害	【地域の被害】 ・ 滞留人口26,000人のうち、死者約60人、負傷者約510人、自力脱出困難者数約100人。	県の想定
交通機能支障	・ 震度6強のエリアを中心に通行支障が発生する。（自動車での参集はできない） ・ 山間部の道路が通行困難となり、孤立地域が発生する。（当該地域に居住する職員の参集は、当面困難となる）	県の想定及び過去に発生した地震を参考に独自に想定

ライフライン支障	<p>【地域の被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力は、町内の約5割の世帯で停電し、半数程度の復旧に3日間程度要し、完全に復旧するまでに1週間程度かかると見込まれる。 ・固定電話・携帯電話は、輻輳等により、1週間程度つながりにくいことが見込まれる。インターネットの利用可否は、アクセス回線の被災状況に依存。 ・上水道は、町内のほとんどの世帯で断水し、完全に復旧するまでに1ヶ月程度要すると見込まれる。 ・下水道は、区域内のほとんどの世帯で利用困難となり、1ヶ月程度は復旧しない。(上水道の復旧より長期化) 	<p>県の想定及び過去に発生した地震を参考に独自に想定</p>
	<p>【庁舎・避難所の被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力は、1週間程度の停電が見込まれる。 ・固定電話・携帯電話は、災害時優先電話以外は1週間程度つながりにくいことが見込まれる。また、固定電話には、報道機関や住民からの問い合わせも殺到する。インターネットも、被災状況によっては利用不可。 ・防災行政無線は耐震対策済みであり、利用可能。 ・上水道は、断水の回復までに1ヶ月程度を要する。 ・下水道は、利用支障が1ヶ月程度継続する。 	<p>県の想定及び過去に発生した地震を参考に独自に想定</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水、食料等について、買い占めなどが発生し、コンビニエンスストア、小売店舗の在庫は数時間で売り切れる。 ・停電等を受け、ガソリンスタンドの営業が困難、公用車の燃料が不足する。 	<p>過去に発生した地震を参考に独自に想定</p>

第4章 職員の参集予測

1 参集予測の条件設定

- 勤務時間外の発災（冬 18 時）
- 参集手段 徒歩 3 km/h（道路被害等により、通常より遅い歩行速度を設定）
- 参集対象は正規職員のみ。
（臨時・嘱託職員及び派遣・保育園・小学校勤務の正規職員を除く）
- 参集場所は勤務地まで。
（総務課勤務であれば、本庁舎まで。有明公民館勤務であれば有明公民館まで。）
- 職員の実際の通勤距離から参集時間帯を算出。
- 発災から 1 時間、3 時間、12 時間、1 日、3 日、2 週間、1 ヶ月で参集予測する。
- 発災から 1 日までは、「本人・家族の死傷等の被災及び救出・救助活動に従事する人」を除いた出勤可能な人数の割合を 60% で計算。
- 1 日後から 2 週間までは、「本人・家族の死傷等の被災及び救出・救助活動に従事する人」を除いた出勤可能な人数の割合を 70% で計算。
- 2 週間後から 1 ヶ月後は、職員の死傷等により 10% が参集できない。

2 予測結果（平成 29 年 4 月 1 日現在）

(1) 全体の参集予測

経過時間	1 時間	3 時間	12 時間	1 日	3 日	2 週間	1 ヶ月
人数 (236 人中)	33 人 (13%)	124 人 (52%)	146 人 (61%)	154 人 (65%)	173 人 (73%)	173 人 (73%)	211 人 (89%)

(2) 各部署の参集予測

経過時間	1 時間	3 時間	12 時間	1 日	3 日	2 週間	1 ヶ月
総務課 (18 人中)	5 人	10 人	10 人	10 人	12 人	12 人	16 人
企画財政課 (14 人中)	1 人	7 人	8 人	8 人	9 人	9 人	12 人
税務課 (18 人中)	1 人	9 人	10 人	10 人	12 人	12 人	16 人
住民課 (18 人中)	1 人	9 人	10 人	10 人	12 人	12 人	16 人

保健福祉課 (23人中)	1人	8人	13人	13人	16人	16人	20人
長寿社会課 (17人中)	2人	6人	10人	10人	11人	11人	15人
生活環境課 (7人中)	1人	4人	4人	4人	4人	4人	6人
水道課 (8人中)	1人	3人	4人	4人	5人	5人	7人
下水道課 (13人中)	3人	4人	7人	7人	9人	9人	11人
農業振興課 (13人中)	0人	6人	7人	7人	9人	9人	11人
産業創生課 (10人中)	0人	6人	6人	6人	7人	7人	9人
農村整備課 (13人中)	0人	7人	7人	7人	9人	9人	11人
建設課 (18人中)	3人	10人	10人	10人	12人	12人	16人
会計室 (4人中)	1人	2人	2人	2人	2人	2人	3人
議会事務局 (4人中)	1人	1人	2人	2人	2人	2人	3人
学校教育課 (12人中)	3人	6人	7人	7人	8人	8人	10人
生涯学習課 (19人中)	4人	10人	11人	11人	13人	13人	17人
農業委員会 (7人中)	0人	3人	4人	4人	4人	4人	6人

※計算上、小数点は切捨てて算定しています。

第5章 必要資源の確保状況と対策

1 必要資源の確保状況と対策

区分		内容
職員	現状と課題	<p>【平日昼間】</p> <p>発災直後は、正規職員 236 人が業務に従事可能である。ただし、一部の職員は、出張や休暇あるいは本人・家族の被災による帰宅等で不在となる。</p> <p>【夜間・休日】</p> <p>発災から 24 時間以内に正規職員 154 人が参集し、業務に従事する。(第4章 職員の参集想定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参集基準に基づき、職員にメール配信、電話連絡により参集している。 ・参集状況の確認については、庁内でルール化できていない。
	対策項目	<ul style="list-style-type: none"> ・参集状況の確認方法について、システムの導入を含め早急に検討を行い、対策を講じる。 ・参集訓練の定期的な実施及び参集基準の周知徹底により、迅速に参集ができるような体制を構築する。地震発生時は、本部からの連絡を待つのではなく、各職員が地震情報を確認し参集するよう徹底する。 ・所属長は職員及びその家族の安否を確認し、総務課職員係に報告する。また、平常時より N T T 災害用伝言ダイヤル (171) の活用を周知する。 ・全庁体制で非常時優先業務を実施するようにするため、流動体制を予め定めておく。 ・職員の勤務体系については、各班において対応業務に応じた必要人員を把握し、実際に対応可能なローテーションを組むこととする。

庁舎	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・役場庁舎は、平成 21 年に完成し、新耐震基準を満たした設計であり、町所有の他の公共施設と比べると新しいことから、震度 6 強の地震により使用不能になる可能性は低い。 ・しかしながら、不測の事態により役場庁舎が使用不能となった場合は、白石町地域防災計画で定めるように白石町総合センターを第 1 の代替庁舎として使用する。(詳細は、後述の代替庁舎検討用リストを参照)
	対策項目	<ul style="list-style-type: none"> ・代替庁舎候補の施設についても通信機器等の設備の増強を図る。
執務環境	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・役場庁舎の什器類は、地震を想定した転倒しにくい低身長のものや免震構造のものを採用しており、転倒等による業務への影響は、他の公共施設に比べると比較的少ないと考えられる。しかしながら、倉庫等の什器類は、高身長のものもあり、転倒することが予想される。
	対策項目	<ul style="list-style-type: none"> ・高身長の棚など、転倒の可能性があるものには、転倒防止対策を行う。

電力	現 状 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・役場庁舎、白石町総合センター、福富ゆうあい館、有明公民館、有明スカイパークふれあい郷のすべてに非常用発電機が整備されており、停電時は自動起動するようになっているが、役場庁舎以外の非常用発電機は、発電量が少なく、照明や消火・防火設備用に整備されているため、対策本部運営に必要な事務機器等用としては用いることができない。 ・役場庁舎の代替候補施設は、指定避難所にも指定されており、避難所として利用した場合も電力が不足する。 ・役場庁舎、福富ゆうあい館以外の施設の非常用発電機は、老朽化が進み、定期点検は行っているものの電力を安定的に供給できるか不透明である。 ・役場庁舎の非常用発電機は、石油連盟の非常時燃料供給リストに登録されている。 ・各庁舎の非常用発電機の稼働可能時間は次のとおりであり、平常時のすべての使用電力を賄うことは不可能である。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">稼働時間</th> <th style="text-align: center;">発電量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役場庁舎</td> <td style="text-align: center;">72 時間</td> <td style="text-align: center;">250 k w h</td> </tr> <tr> <td>白石総合センター</td> <td style="text-align: center;">約 5 時間</td> <td style="text-align: center;">40 k w h</td> </tr> <tr> <td>福富ゆうあい館</td> <td style="text-align: center;">約 5 時間</td> <td style="text-align: center;">26.5 k w h</td> </tr> <tr> <td>有明公民館</td> <td style="text-align: center;">約 5 時間</td> <td style="text-align: center;">40 k w h</td> </tr> <tr> <td>有明スカイパーク ふれあい郷</td> <td style="text-align: center;">約 5 時間</td> <td style="text-align: center;">75 k w h</td> </tr> </tbody> </table> <p>※稼働時間は、燃料補給をしなかった場合の稼働時間</p>	施設名	稼働時間	発電量	役場庁舎	72 時間	250 k w h	白石総合センター	約 5 時間	40 k w h	福富ゆうあい館	約 5 時間	26.5 k w h	有明公民館	約 5 時間	40 k w h	有明スカイパーク ふれあい郷	約 5 時間	75 k w h
	施設名	稼働時間	発電量																	
役場庁舎	72 時間	250 k w h																		
白石総合センター	約 5 時間	40 k w h																		
福富ゆうあい館	約 5 時間	26.5 k w h																		
有明公民館	約 5 時間	40 k w h																		
有明スカイパーク ふれあい郷	約 5 時間	75 k w h																		
対 策 項 目	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電機の燃料を補充する業者を平常時から指定し、円滑な燃料の供給体制を確保する。 ・現在、役場庁舎に保有している移動型発電機（約 5 k w h）の増台と貸与などによる適切な配置 ・過去の災害時に電力復旧まで時間がかかる場合は、電力会社の発電機車による応急送電が行われていることから、通常時から電力会社との連携を密にし、災害時の応急送電がスムーズに行われる 																			

		<p>よう調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役場庁舎の非常用発電機につながっているコンセントの位置を職員に周知する。
電話・インターネット環境	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時には回線の輻輳により一般の固定電話、携帯電話が使用できなくなり、外部との連絡手段が途絶える可能性が高い。 ・役場庁舎の災害時優先電話は固定回線 9 回線を整備。学校、町立保育園には 1 回線ずつ整備。その他は、有明スカイパークふれあい郷に 1 回線整備。(受信・発信とも優先的に使用可能) ・白石総合センター、福富ゆうあい館、有明公民館、有明スカイパークふれあい郷、白石社会体育館には、災害時優先電話となる特設公衆電話を設置できるように整備している。 ・衛星電話は役場庁舎に 17 回線整備。(衛星回線のため輻輳等の影響はない) ・移動型無線機は 20 台整備。 ・県、防災関係機関との連絡は、県整備の防災電話を利用する。 ・役場庁舎のインターネット回線は、2 系統確保しており、複数回線化を実施済。
	対策項目	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の固定電話等が使用できない場合には、代替手段として災害時優先電話、衛星電話を活用する。 ・移動型無線機の使用は、通信距離や通信環境に左右される部分があるため、屋外でも使用できるように災害時優先電話の携帯回線及び衛星電話の携帯回線の整備を進める。 ・職員の参集確認については、回線の輻輳等の影響が少ない、SNSの活用を検討する。 ・災害時優先電話の番号等を職員に周知する。

防災行政無線	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時でも固定局（親局）が利用可能 ・ 固定局は概ね 72 時間（使用頻度等による）で充電が必要。 ・ 固定局の外部スピーカーのみでは、聞き取りにくい場合があるため、希望する世帯の宅内に有線の緊急放送端末機を整備。 ・ 住民への情報発信は、防災行政無線、緊急放送端末機での情報発信だけでは、伝達手段として不十分であるため、他の媒体も使用し、情報発信を行う。
	対策項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急放送端末機設置希望世帯への設置の継続。 ・ 防災ネット「あんあん」メール、緊急速報メール、SNSの活用等、複数媒体での情報発信。
情報システム	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎内情報ネットワーク網は、佐賀市の施設にサーバーがあり、データのバックアップも定期的に行っている。（サーバーは耐震固定済）しかし、サーバーから役場庁舎までの回線は1本だけで、複数化等の検討が必要。 ・ 住民情報ネットワークは、杵藤電算センターにサーバーがあり、バックアップも定期的に行っている。（サーバーは耐震固定済）さらに、バックアップデータのバックアップも別場所のサーバーで行っている。しかし、電算センターから役場庁舎までの回線は1本だけで、複数化等の検討が必要。
	対策項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎内情報ネットワーク網、住民情報ネットワークともに、サーバー施設からの回線が1本だけであるので、断線に対応するために複数回線化もしくは、同等の対策を検討する。

水・食料等	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・職員用の水・食料を備蓄していないため、住民用の備蓄を利用しなければならない。
	対策項目	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、家庭での備蓄を徹底する。 ・全職員3日分の水・食料の備蓄を行う。(4日目以降は外部からの応援物資を活用)
トイレ	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・職員用の簡易トイレの備蓄はしていないため、住民用を利用しなければならない。
	対策項目	<ul style="list-style-type: none"> ・職員用の簡易トイレを備蓄する。
消耗品等 (用紙等)	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・複写機用のコピー用紙及びトナーは適時補充しているが、補充する時期・残量を定めた基準は特に定められていない。 ・各課所有のプリンターの用紙、トナー、消耗品は定期的に各課で補充しているが、指針等は特に定められていない。
	対策項目	<ul style="list-style-type: none"> ・複写機用のコピー用紙は、最大の保管可能量の半分以上、また、トナーについては、1週間以上使用可能な量を常に確保するよう徹底する。 ・本部運営用に確保しておく消耗品の種類及び量を定期的に点検する。 ・各部署の災害応急業務のボールペン、鉛筆、消しゴムが不足する場合には選挙用備品を活用する。

※参考 代替庁舎候補施設設備等一覧

施設名	建築年 (耐震対応済みの場合○)	被害が及ばない(少ない)と想定される災害				附帯設備・事務機器等					代替順位
		津波	液状化	洪水	災害等) 砂災害・火 その他(土)	非常用 発電機 /燃料	通信 機器	情報 システム	水・食料、 トイレ等	事務機器 ・備品	
白石総合センター	S63 (○)	○	×	○	○	○ 燃料 (約5時間)	移動型無線機 災害時優先公衆電話	×	無 (役場庁舎に備蓄分を使用可)	無 (役場庁舎分を移動し使用可)	1位
福富ゆうあい館	H16 (○)	○	×	○	○	○ 燃料 (約5時間)	移動型無線機 災害時優先公衆電話	×	無	無	—
有明公民館	S51 (○)	○	×	○	○	○ 燃料 (約5時間)	移動型無線機 災害時優先公衆電話	×	無	無	—
有明スカイパーク ふれあい郷	H6 (○)	○	×	○	○	○ 燃料 (約5時間)	災害時優先電話 移動型無線機 災害時優先公衆電話	×	無	無	2位

第6章 非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統の確立

1 非常時優先業務の実施体制

地域防災計画に基づき、災害対策本部の設置基準を満たした場合、以下の体制に速やかに移行する。

《白石町災害対策本部組織図》



2 指揮命令系統

応急業務は、白石町災害対策本部条例及び白石町地域防災計画に定めることにより、通常業務については、白石町行政組織規則、白石町決裁規定に定めるところにより、それぞれの指揮命令系統のもと実施する。

【今後の検討課題】

災害対策本部の図上訓練等を実施し、資源制約が生じるシナリオも想定する等により、非常時優先業務の実施体制及び指揮命令系統の実効性を確認する。

3 職務代行

職務代行の対象者	職務代行の順位		
	第1順位	第2順位	第3順位
町長	副町長	総務課長	企画財政課長
副町長	総務課長	企画財政課長	税務課長
各所属長	専門監	課長補佐	係長

※各所属に複数の係長がいる場合、年長者に委任することとする。

・責任者と連絡がとれない場合、上記の順位に従い、自動的に職務の代行が行われるものとする。

・責任者が役場に参集できない状況であっても、連絡手段が確保され、直接指示を仰ぐことが可能な場合には、職務の代行は行わないものとする。

【今後の検討課題】

首長の職務代行者の出張スケジュールが重なる場合は、その都度代表者を指名する等の対応や重ならないようにスケジュールの調整が必要。

4 職員の参集体制の確立

	区分	体制	参集課室・職員
地震	震度 3 以下 ※総務課長が必要と認める場合	地震注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課（危機管理・防災係） ・情報収集が必要となる課
	震度 4 津波注意報発表 ※町長が必要と認める場合のみ	災害対策連絡室 （地震警戒体制）	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課、農業振興課、産業創生課、農村整備課、建設課 ・情報収集が必要となる課
	震度 5 弱・強 津波警報発表 大津波警報発表	災害対策本部 （地震第 1 配備体制）	<ul style="list-style-type: none"> ・各対策部長 ・各対策部長以外の職員は、総務対策部長と各対策部長の協議により定める ※協議によっては、全職員参集となる可能性があるため、実質この段階から職員は、全職員登庁する。
	震度 6 弱以上 ※大規模災害の発生またはそのおそれがあると町長が認めた場合	災害対策本部 （地震第 2 配備体制）	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員

【今後の検討課題】

人事異動と併せて毎年参集体制を確認することを義務付ける。

第7章 非常時優先業務の選定

1 業務継続の対象期間

発災直後～1ヶ月

2 業務継続の基本方針（第2章1に同じ）

町は、大規模災害時における非常時優先業務については、次の方針に基づいて業務継続を図るものとする。

- 災害発生時において、町民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、白石町地域防災計画に位置づけられた災害緊急業務を最優先する。
- 発生から72時間までは、人命に係る災害緊急業務に重点をおくこととなるため、町民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外はいったん停止する。
- 休止、縮小する通常業務は平常時における重要性をもって判断するのではなく、町民の生活の維持等に係る重要度をもって判断する。
- 町の公共施設は、避難所等の災害緊急業務として使用する場合以外には、一般利用を休止する。
- イベント、会議等は、原則として中止・延期する。
- 災害復旧・復興業務は、災害応急対策業務と並行し早期に実施すべき基本的な業務を対象とする。
- 優先度の高い継続する通常業務は、災害緊急業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

3 対象業務及び開始・再開時期

別紙、「非常時優先業務及び業務開始時期一覧」による

第8章 教育訓練

○対策本部構成員

訓練名	内容	対象	頻度
対策本部運営訓練	災害対策本部の運営の図上訓練	本部運営関係職員	年1回以上
情報伝達訓練	発災時の情報伝達や被害情報等を災害対策本部まで伝達する訓練	関係課職員	年1回以上

○全職員

訓練名	内容	対象	頻度
参集想定訓練	災害対策本部からの参集の連絡を受け、参集後、各部署から本部への参集状況を報告	全職員	年1回
危機管理基礎研修	危機管理基本マニュアル及び業務継続計画の内容等の周知	全職員から受講者を選定	年1回
避難所運営訓練	避難所運営マニュアルの周知、HUGを利用した運営訓練	全職員から受講者を選定	年1回

○個別訓練・研修

訓練名	内容	対象	頻度
新規採用職員危機管理基礎研修	職員参集の基準、災害対応の基礎知識の研修	新規採用職員	年1回

資料 協定締結状況

協定名	締結先
災害時における相互応援協定書	鹿島市、江北町、太良町、諫早市
白石町における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省地方整備局
佐賀県・市町災害時相互応援協定	佐賀県及び白石町を除く県内 19 市町
災害時における災害救助隊の出動に関する協定書	佐賀県、九州救助犬協会及び白石町を除く県内 19 市町
消防相互応援協定書	鹿島市、嬉野市
佐賀県大町町、白石町間の消防相互応援協定書	大町町
佐賀県武雄市、佐賀県白石町間の消防相互応援協定書	武雄市
災害時（異常降雨時）における緊急対応に関する基本協定	西島製作所佐賀営業所
災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定	災害時におけるLPガス協会杵東支部
特設公衆電話の設置・利用・管理等に関する覚書	西日本電信電話株式会社佐賀支店
原子力災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	佐賀県産業廃棄物協会
災害時における水道施設復旧作業の応急対策活動協力に関する協定書	白石町管工事組合
災害時における無人航空機による協力に関する協定書	岩本建設
災害時の応急対策活動に関する協定書	白石町建設業組合
福祉避難所の指定に関する協定書	白石高等学校、佐賀農業高等学校
災害時における緊急輸送に関する協定書	白石町コミュニティタクシー協同組合